

政令市について

岡山市が平成21年4月の政令市への移行を目指しているが、政令市制度の概要及び県と市の取組状況等は、次のとおりである。

1 政令市制度の概要

(1) 指定の要件

①従来の指定

ア 法令上は、人口50万人以上で政令で定める市となっている。(地方自治法第252条の19)

イ 実際には、人口概ね100万人程度、既存の政令市に比べて遜色ない都市的形態、政令市の事務を適切かつ能率的に処理することができる行財政能力等を勘案して指定されている。

②市町村合併推進のための指定要件の緩和

ア 国の市町村合併支援プランの中で、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」こととされた。新市町村合併支援プラン(平成17年8月策定、合併新法期限平成22年3月31日)においても、同様の考え方方が示されている。

イ 平成17年に政令市に移行した静岡市は、大規模な市町村合併(静岡市、清水市)により、人口70万人(国勢調査)を超えていたことから、一般的に人口70万人が人口要件と言われている。

[参考] 最近誕生した政令市の状況

都 市 名	指定年月日	人 口 (千人)	
		指 定 時	H17国調
静 岡 市	H17.4.1	706	700
堺 市	H18.4.1	829	831
浜 松 市	H19.4.1	804	804
新 鴻 市	H19.4.1	813	813

※全国で17の政令市がある。

(2) 事務配分の特例

県に留保される一部の事務を除き、県とほぼ同様の事務を行うことができる。
(別紙1 参照)

○主な移譲事務

- ・児童相談所の設置
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付等
- ・都市計画決定(市街化区域、市街化調整区域に係る決定を除く)
- ・指定区間以外の国道及び県道の管理
- ・県費負担教職員の任免、給与の決定 等

(3) 関与の特例

知事の承認、許可、認可等の監督を要している事務について、その監督の必要をなくし、又は知事の監督に代えて直接主務大臣の監督となる。

(4) 行政組織上の特例

政令市の区域を分け、区を設置する。

- ・行政区に法人格及び議会はなし。
- ・市議、市選出県議の選挙区単位となる。（別紙2 参照）

(5) 財政上の特例

普通交付税の割増	政令市の特殊性を考慮して補正等により基準財政需要額が割増となる。
地方譲与税の割増	次の譲与税等が県から市へ一定割合移譲される。 ・地方道路譲与税 ・自動車取得税交付金 ・交通安全対策特別交付金 ・軽油引取税交付金 ・石油ガス譲与税
起債協議等の手続	県知事から大臣へ移行
宝くじの発行	宝くじの発行が可能となり販売収益金が得られる

2 岡山県・岡山市の状況

(1) 岡山市の状況 （別紙3 参照）

①移行時期

岡山市長は、平成18年9月定例市議会において、平成21年移行を目指す考えを表明

②人口要件

岡山市の人口は、平成17年国勢調査では70万人に達していない（696,172人）が、市では、毎月流動人口調査によれば、自然増などにより、近く70万人を超えると推計 （4月1日現在：698,112人）

③取組

平成17年8月25日に民間団体による、「岡山市政令指定都市推進協議会」が設置されるとともに、平成18年11月1日に岡山市が「政令指定都市推進本部」を設置している。

(2) 県と市による研究会の設置

18年10月に、県と市で事務レベルの研究会を設置し、これまでに7回開催。

先行事例、移譲事務、県市連絡会議等についての調査・研究を進めており、今後、県市連絡会議が設置されれば、事務移譲等の具体的な協議を行うこととなる。

①移譲事務

法令等に基づく移譲事務	法令又は国の要綱・通知により政令市が必ず行う事務又は行うことができる事務
特例条例による移譲事務	事務処理の特例に関する条例により、市の政令市移行に際して移譲する事務

[参考] 他県の状況

区分	静岡市	堺市	浜松市	新潟市
法令等に基づくもの	945	1,014	923	826
法令移譲事務	850	954	835	723
国の要綱・通知に基づく事務	95	60	88	103
事務処理特例条例によるもの	540	—	406	255

②県市連絡会議

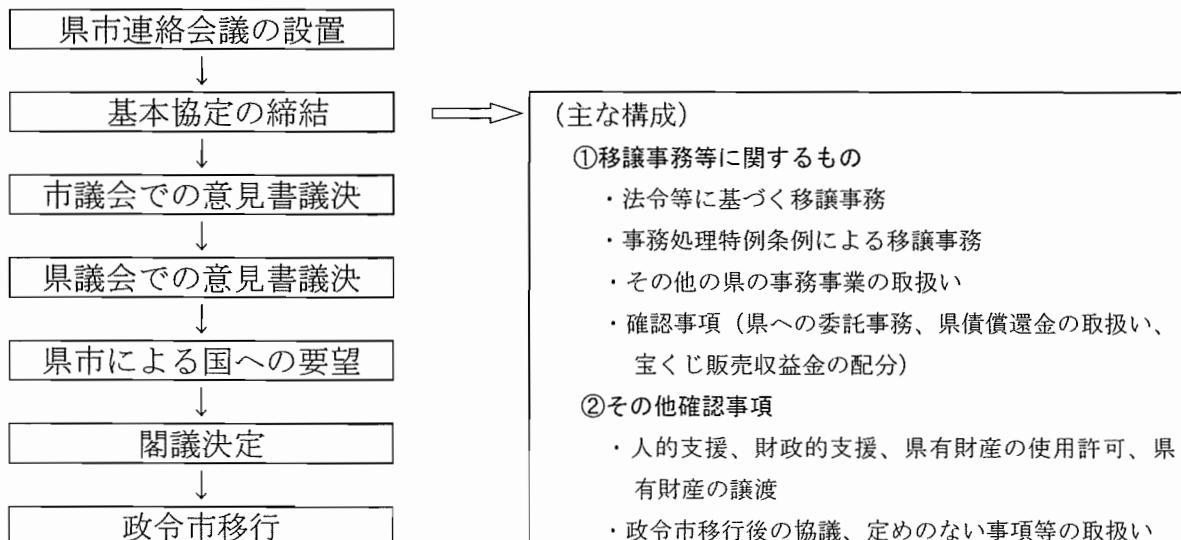
組織、設置時期等について、市と協議中

③特別研修生の受入(H19.4.1~)

児童相談所(2人)、子育て支援課(1人)、人事委員会(1人)、教育委員会(1人)の事務に、市から研修生を受け入れ。

3 一般的なスケジュール

政令市移行のための一般的なスケジュールは次のとおりである。(別紙4 参照)



都道府県・政令市の主な事務権限の比較

[表の見方]

ゴシック：法的には、政令市に移譲されないもの

☆印：岡山県の「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」による移譲事務

区分	都道府県	政令市
民生行政	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 ・児童自立支援施設の設置 ・介護老人保健施設の開設許可 ・老人の介護の措置等の実施に関する連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 ・児童自立支援施設の設置
保健衛生行政	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業等の施設に係る基準の設定 ・精神保健福祉センターの設置 ・精神障害者保健福祉手帳の交付等 ・病院の開設許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業等の施設に係る基準の設定 ・精神保健福祉センターの設置 ・精神障害者保健福祉手帳の交付等
土木行政	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 ・都市計画の決定 ・市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可 ・公共施行に係る土地区画整理事業に関する事業計画に対する意見書の審査 ・指定区間外の国道及び県道の管理 ・指定区間の一級河川及び二級河川の管理 ・都道府県所管の空港・港湾・漁港の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の決定（市街化区域及び市街化調整区域に係る決定を除く。） ・市内の指定区間外の国道及び県道の管理 ・指定区間の一級河川の一部（大臣が指定する区間）及び二級河川の一部（知事が指定する区間の管理）

区分	都道府県	政令市
農林水産行政	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の指定 ・農業振興地域整備基本方針の作成 ・農業協同組合の設立等の認可 ・市町村森林整備計画の協議 ・漁業権の設定の免許 	
商工労働行政	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街整備計画等の認定 ・都道府県職業能力開発協会の設立等の認可 ・事業協同組合等の設立許可 	
文教行政	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 ・私立学校等の設置、廃止等の認可 ・市町村立学校の設置、廃止等の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定
環境行政	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価に係る主務大臣及び事業者等への意見の提出 	
警察行政	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察の設置 ・風俗営業の許可 	
外務行政	<p>☆一般旅券の交付 (申請受理、旅券交付の事務をH18.10.1から全市町村へ移譲)</p>	
防災行政	<p>・防衛庁長官への自衛隊の災害派遣の要請</p> <p>・災害に係る応急救助</p> <p>☆高圧ガスに関する規制</p> <p>☆液化石油ガスの貯蔵施設の設置の許可 (H20.4.1から全市町村へ移譲予定)</p>	

※第27次地方制度調査会（専門小委員会）資料を基に作成

政令市における県及び市の議会の議員の選挙区について

1 県議会の議員の選挙区

- (1) 県議会の議員の選挙区は、公職選挙法（以下「公選法」という。）第15条第1項の規定により、郡市の区域によることとされているが、政令市については、公選法第269条及び公職選挙法施行令（以下「公選令」という。）第141条の2の規定により、区を市とみなして公選法の規定を適用することとされているため、原則として区ごとに選挙区が設置されることとなる。
- (2) 一の区が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合は、公選令第141条の2の規定により、当該各区域を区の区域とみなして当該各区域を選挙区とすることができる。
- (3) 議員の定数については、公選令第5条の規定により、その任期中においても新たに区の区域が設定された場合には変更しなければならないものと解され、この場合、関係がある選挙区に限られる。

公選令第6条第1項の規定により、任期中新たに設定された選挙区に新たに配当すべき県の議会の議員は、当該新たに設定されることとなった選挙区の区域に新たに属することとなった区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から県選挙管理委員会がくじで定める。ただし、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもってその区域から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数がその区域の配当議員数より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

2 政令市の議会の議員の選挙区

- (1) 政令市の議会の議員の選挙については、公選法第15条第6項ただし書の規定により、区の区域をもって選挙区とするとされている。
- (2) 一の行政区が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合は、公選令第6条の3の規定により、当該各区域を区の区域とみなして当該各区域を選挙区とすることができます。
- (3) 政令市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更については、公選令第7条において同令第5条及び第6条第1項が準用されているため、上記1(3)に準じて手続が行われることとなる。

岡山市における合併・政令市への取り組み

○ 動き

- 平成17年 3月22日 御津町・瀬崎町を編入し、新「岡山市」誕生。
旧両町の区域に全国初の合併特例区を設置。
- 8月25日 岡山市政令指定都市推進協議会設立（民間133団体により構成）
- 12月27日 岡山県南政令市構想（岡山市・建部町・瀬戸町）合併協議会 第1回会議
- 平成18年 2月 1日 岡山市政令指定都市推進協議会第2回会議開催（148団体）
- 平成18年 6月下旬 岡山市・建部町・瀬戸町各市町議会において廃置分合関連議案可決
- 7月6日 岡山市政令指定都市推進協議会平成18年度総会（154団体）
- 10月2日 岡山県知事による廃置分合決定
(9/29 岡山県議会において廃置分合議案可決)
- 10月24日 廃置分合告示
- 10月27日 県・市の事務レベル研究会の設置
- 10月30日 岡山市政令指定都市推進協議会平成18年度第2回会議（195団体）
石原信雄氏講演会「岡山市の政令指定都市実現に向けて」
- 11月1日 岡山市政令指定都市推進本部の設置
- 平成19年 1月22日 建部町・瀬戸町を編入し、新「岡山市」誕生。
合併特例区を設置。
- 2月18日 岡山市・建部町・瀬戸町合併記念式典
- 5月20日 岡山市政令指定都市推進協議会平成19年度総会
片山虎之助元総務大臣による講演の実施

○ 新市の人口

自治体名	人口(人)	面積(km ²)
岡山市	674,746	658.60
建部町	6,524	89.53
瀬戸町	14,902	41.78
合計	696,172	789.91

人口は、平成17年10月国勢調査結果（確定値）
面積は、平成18年国土交通省国土地理院へ報告数値

○ 新市の推計人口

(岡山県毎月流動人口調査)

平成17年10月国勢調査結果（確定値）に
その後の自然増・社会増を加減して推計

年月	人口(人)
平成17年10月1日	696,172
平成19年4月1日	698,112



政令市移行に係る日程等の比較

	静岡市	堺市	浜松市	新潟市
合併	平成15年4月1日	平成17年2月1日	平成17年7月1日	平成17年3月21日
政令市 移行手續	県・市の準備会議設置	平成14年12月1日	平成15年6月30日	—
	県・市の連絡会議設置	平成15年4月1日	平成16年8月27日	平成16年6月21日
	総務省との事前協議(開始時期)	平成15年4月		平成16年7月6日
	県・市の移譲事務等の協定締結	平成15年11月6日	平成17年5月10日	平成17年10月28日
	市議会意見書議決	平成15年12月19日	平成17年3月30日	平成17年12月21日
	県(府)議会意見書議決	平成16年3月19日	平成17年5月30日	平成18年3月17日
	国(大臣)への要望	平成16年4月16日	平成17年8月3日	平成18年4月17日
	閣議決定	平成16年10月22日	平成17年10月21日	平成18年10月24日
	政令市移行	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日
県(府)・市の連絡会議	静岡県・静岡市政令指定都市連絡会(H15.4.1設置) 県:課長以下 市:理事以下	政令指定都市移行連絡会議(H16.8.27設置) 府:総務部長、市町村課長等 市:助役、市長公室長等 ※H15.6月設置の政令指定都市移行連絡準備会議の改組	静岡県・浜松市政令指定都市連絡会(H16.6設置) 県:総務部参事以下 市:政令市推進部長以下	政令指定都市移行県市連絡会議(H16.7設置) 県:総務管理部長、市町村課長等 市:助役、総務局長等